

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

## 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](平成30年08月度)

対象期間：平成30年08月01日～08月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種 類		数 量 <sup>※1</sup>
産業廃棄物	廃油	10,737 kg
	廃酸	820 kg
	廃アルカリ	83 kg
	廃プラスチック類	21,193 kg
	紙くず	kg
	木くず	kg
	繊維くず	kg
	ゴムくず	kg
	金属くず	4,055 kg
	ガラスくず及び陶磁器くず	1,937 kg
特別管理 産業廃棄物	引火性廃油	4,588 kg
	廃油(有害)	32 kg
	廃酸(有害)	kg
	廃アルカリ(有害)	kg
	感染性廃棄物	127,697 kg

※1・・・kg以下は四捨五入

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別紙1の①	別紙1の②	別紙1の③
測定結果が得られた日	平成30年08月01日～08月31日	平成30年08月01日～08月31日	平成30年08月01日～08月31日
測定結果	別紙2のとおり <sup>※2</sup>	別紙2のとおり <sup>※2</sup>	別紙2のとおり <sup>※2</sup>

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成29年08月01日～08月31日	平成29年08月01日～08月31日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置		別紙1の③	別紙1の③
採取した年月日		平成30年7月2日	平成29年12月5日
測定結果が得られた日		平成30年7月21日	平成30年1月17日
ダイオキシン類		1.5 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	
ばい煙量又は ばい煙濃度	硫黄酸化物	0.064 m <sup>3</sup> N/h	/
	ばいじん	0.0099 g/m <sup>3</sup> N	
	塩化水素	570 mg/m <sup>3</sup>	
	窒素酸化物	78 ppm	

※2・・・連続記録紙は焼却施設操作室にて開示